



参考資料2

23 東環第 955 号  
平成 23 年 12 月 26 日

愛知県知事 大村 秀章 様

東浦町長 神谷 明彦

知多都市計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）東部知多クリーンセンター  
整備事業に係る環境影響評価方法書についての意見の概要について（送付）

愛知県環境影響評価条例（平成 10 年愛知県条例第 47 号。以下「条例」という。）第  
31 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 9 条の規定に基づき、知多都市  
計画ごみ焼却場（一般廃棄物処理施設）東部知多クリーンセンター整備事業に係る環  
境影響評価方法書についての意見の概要を下記のとおり送付します。

記

条例第 31 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 8 条第 1 項の規定に  
基づく意見書の提出はありませんでした。

担当 環境課衛生係 石川、小田  
電話 0562-83-3111 内線 283/284

